(風俗営業・法人用)

誓 約 書

令和 年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所

氏 名

当法人は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第4条第1項第7号及び第13号に掲げる

7号 当該許可を受けようとする者と密接な関係を有する次に掲げる法人が法第26条第 1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を 経過しない者である者

出版ではている。 イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受け ようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係に ある者として国家公安委員会規則で定めるもの(口において「親会社等」という。) ロ 親会社等が株式の所有そのたの事由を通じてその事実を実質的に支配し、又はそ の事実に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質

- ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会で定めるもの。
 - ※ 密接な関係を有する法人とは
 - 申請者が株式会社である場合にその議決権の過半数を所有している者等
 - ・ 申請者が持分会社である場合にその資本金の2分の1を超える額を出資している者等
 - 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、 申請者の事業の方針の決定に関して、前2号に掲げる者と同等以上の支配的 な影響力を有すると認められる者等
- 13号 第3号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
 - ※ 第3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な 行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認める に足りる相当な理由がある者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(風俗営業・法人の役員用)

誓約 書

令和 年 月 日

秋田県公安委員会殿

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる

- 1号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2号 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51第1項に規定する罪、刑法(公然わいせつ等)、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安 委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4号 アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
- 5号 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公 安委員会規則で定めるもの
- 6号 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から 起算して5年を経過しない者
- 8号 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納を した者(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日から 起算して5年を経過しないもの
 - イ 第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場 所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日ま での間
 - ロ 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞 決定予定日(当該立入りの結果に基づき第26条第1項による風俗営業の許可の取 消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。)までの間
- 9号 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号口に掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号口の立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 10号 第8号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の同号イの公示の目前60日以内に役員であった者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(風俗営業・管理者用)

埑 約

令和 年 月 H

秋田県公安委員会

住 所

氏 名

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という)第24 条第2項に掲げる

- 未成年者
- 法第4条第1項第1号から第4号まで、第6号又は第8号から第10号までのいずれ かに該当する者
 - 1 号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第49条、第50条又は第51第1項に規 定する罪、刑法 (公然わいせつ等)、売春防止法等の規定に違反して1年未満の拘 禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなった日から起算して 5年を経過しない者
 - 3 号 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公 安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある
 - 4 号
 - アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者 法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日か 6 号 ら起算して5年を経過しない者
 - 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納 をした者(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)で当該返納の日 から起算して5年を経過しないもの
 - 第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び 場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する 日までの間
 - 第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴 聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき第26条第1項による風俗営業の許可 の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日をいう。) までの間
 - 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1 号の規定による許可証の返納をした法人(風俗営業の廃止について相当な理由があ る者を除く。)の前号イの公示の日前60日以内に役員であった者又は前号口に掲 げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返 納をした法人(風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。)の前号口の 立入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該消滅又は返納の日から 起算して5年を経過しないもの
 - 第8号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る風俗営業を承継させ、 若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人(分割について相 当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前60日以 内に役員であった者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る 風俗営業を継承させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を継承した 法人(分割について相当な理由がある者を除く。)若しくはこれらの法人の当該立 入りが行われた日前60日以内に役員であった者で、当該分割の日から起算して5 年を経過しないもの
- 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委 員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

	誓	約	Ŧ	書		
私は、			<u></u> の	管理者	として、	その
業務を誠実に行うことを誓約します。						
			令和	年	月	日
営業所所在地						
営業種別・名称						
住所						
氏 名						

秋田県公安委員会 殿

密接な関係を有する法人

当法人の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項第7号イからハまでに掲げる法人は以下のとおり。

令和 年 月 日

秋田県公安委員会 殿

法人の名称 法人の所在地 代表者の氏名 記

法第4条第1項第7号イに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名

法第4条第1項第7号ロに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名

法第4条第1項第7号ハに該当する法人 法人の名称

法人の所在地

代表者の氏名